

奈良県告示第三百九十三号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定により、次のとおり田原本駅南地区市街地再開発組合の解散を認可した。

令和七年三月十四日

奈良県知事 山下 真

一 市街地再開発組合の名称

田原本駅南地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和二年十月十三日から令和七年三月三十一日まで

三 施行地区

磯城郡田原本町幸町の一部

四 事務所の所在地

磯城郡田原本町一六〇番地の二

五 設立認可の年月日

令和二年九月三十日

六 解散認可の年月日

令和七年二月二十一日